

こども(誰)でも 通園制度

乳幼児を育む環境で、
こどもにさまざまな**経験**をさせたり、
同世代のこどもと関わる**機会**を
つくってみませんか？

生後6か月～
満3歳未満
対象

保護者が
就労していなくても
利用可

1か月あたり
10時間まで
利用可

期間

令和8年3月1日(日)～
令和8年4月1日(水)～

利用申請開始(随時受付)
利用開始

内容

保育所等に在籍していなければ、理由を問わず、誰でも利用できます。
対象施設は市ホームページをご覧ください。

※受入年齢や時間が各園で異なります。
施設の定員などの状況によっては利用できない場合があります。

対象施設はこちら



こども誰でも通園制度って？

保育園等に通っていない満3歳未満のこどもが、月10時間まで、保護者の就労要件を問わず、保育所等に通うことができる制度です。

対象者は？

以下の①～②を全て満たすこどもです

- ① 生後6か月～満3歳未満である
- ② 保育所等に通っていない

こんなお悩みはありませんか…？

同年代の子と一緒に遊ばせたい

子育てについて誰かに相談したい

育児疲れ…リフレッシュの時間が欲しい

こども誰でも通園制度を使うと、こんなメリットが！

ポイント1 こどもの成長に役立ちます

- ・園の活動をこどもに体験させることで、成長や発達に刺激を与られます。
- ・同年代の友だちと遊べます。

ポイント2 保護者にもメリットが！

- ・こどもの発達や育児が不安なときに保育士から育児のアドバイスを受けられます。
- ・子育てから離れ、リフレッシュできます。

利用方法

1 認定申請

ホームページから必要事項を入力し、認定を申請

2 ログイン

市の認定が完了後、届いたメールからパスワード設定&ログイン

3 面談予約

システムから利用したい施設の初回面談を予約・実施

4 利用

システムから施設の予約・利用

利用時間・料金

- ・1人1か月あたり10時間まで
- ・1人1時間あたり300円程度
(その他、給食費等がかかる場合があります)

対象施設・利用方法の詳細は古河市のホームページをご覧ください！

詳しくはこちら

古河市 誰通

